

参議院地方行政委員会會議録第二十七号

(三六三)

昭和三十一年四月二十四日(火曜日)午前十一時十七分開会

委員の異動

本日委員藤野繁雄君、石村幸作君、小笠原二三男君、小林政夫君及び野田俊作君辭任につき、その補欠として小幡治和君、齋藤昇君、岡田宗司君、岸良一君及び佐藤尚武君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君
理事 伊能 芳雄君
小林 武治君

委員

石村 幸作君
齋藤 昇君
笹森 順造君
佐野 廣君
田中 啓一君
堀 末治君
安井 謙君
岡田 宗司君
加瀬 完君
中田 吉雄君
佐藤 尚武君
鈴木 一君

政府委員

自治政務次官 早川 崇君
自治庁財政部長 後藤 博君
事務局側 常任委員 福永与一郎君
会専門員

本日の會議に付した案件
○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案(内閣送付、予備審査)
○地方財政法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(小林武治君外五名発議)(第二十三回国会継続)の撤回に関する件

○委員長(松岡平市君) 委員会を開会いたしました。

委員の異動がありましたから、御報告申し上げます。本日は、委員小林政夫君が辭任されました。新たに岸良一君が委員に選任されました。同じく委員小笠原二三男君が辭任せられ、新たに岡田宗司君が委員に選任せられました。同じく委員藤野繁雄君が辭任せられ、新たに小幡治和君が委員に任命せられました。

○委員長(松岡平市君) 地方交付税法の一部を改正する法律案、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案、地方財政法等の一部を改正する法律案、以上、いずれも内閣提出、予備審査議案を便宜一括して議題に供します。大体これは、三案ともすでに衆議院の当該委員会の審議は終わっております。本日の衆議院本會議において可決の上、送付される予定でございます。三案につきましては、すでにそれぞれ提案理由

の説明は聴取いたしておりますが、この際内容説明を政府当局より聴取いたします。

○政府委員(後藤博君) まず、交付税法の一部改正法律案から、条文を基礎にいたしまして、簡単に御説明を申し上げます。

交付税法の一部を改正する法律案のうち、二条の改正に、「地方債」という言葉を削除しておりますが、これは、地方債というものを特定財源として算出することに法律上しておるのであります。ところが、実際問題として、地方債を最近落さないで、それを耐用年数別に、たとえば橋なら橋の耐用年数をきめまして、その耐用年数に応じて、償却の形で地方債を見ておるのであります。そういう方式に最近しております。従ってこの地方債というものを差し引かない勘定にしておるのであります。従ってまあこの規定を整理いたしました。削除するということにはいたしたのであります。これを残しますれば、財政需要の方で償還費も見なければならぬ、こういうことになります。その償還費を見ないで、償却費の格好で需要の中にあげておるのであります。それでこれを落すわけであります。

それから第六条の規定は、百分の十二を二十五にします。これは、交付税率を三%引き上げの改正でございます。それから十二条が単位費用の改訂で

ございますが、こまかく単位費用をそれぞれ改訂いたしました基礎は、お手に「各行政費目別単位費用算定基礎」という資料を差し上げておりますので、それでごらんをいただきたいのであります。総括的に申し上げますと、改正点を大体四点左右に分けることができますと思ひます。

単位費用を改訂いたしました第一点は、給与費を是正をいたしました。つまり単位費用の基礎になつております標準団体の標準経費の中の給与費を是正いたします。これは、単価を是正したものと、それから〇・二五分を加えたものとございます。そのほか、共済組合の負担金の利子の変更に伴う是正もいたしております。

それから第二の点は、公共事業等の補助率の改訂、それから単価の改訂、それから使用料等の改訂に伴いまして、それに伴うところの単位費用の改訂をいたしました。それが第二点であります。

第三点は、制度改正に伴うものであります。教育委員会、農業改良基金制度の創設に伴いまして、単位費用の改訂をいたしております。

それから第四点は、目的税、軽油引取税、都市計画税等の創設に伴いまして、特定財源を増加いたしました。単位費用を落しております。

これが大体の改正点の主なることであります。各項目別に、この四つの点が繰りまぜてあるわけであります。それから十三条の改正は、これは測

定単位の数値の補正の条文であります。この第三項の三号の「市町村」というのを「地方団体」に直しております。これは、道府県と市町村との態容補正のやり方を変えたためであります。第四項で態容補正というのがございまして、態容補正と申しますのは、行政の質の差を数値で現わしまして、それを使ひまして、財政需要を補正するのであります。行政の質の差、つまり市町村で申しますれば、市町村の団体がだんだん大きくなるに従ひまして、行政の質が変つて参ります。その変つて参ります度合に応じて、財政需要を伸ばすという考え方であります。ところが従来の考え方は、市町村の態容補正の数値をそのままその県の集めたものを府県の態容補正ということにしたのであります。ところがその結果は、財政の貧弱な団体の方の補正そのものがどうも実情に合わないという声が従来あつたのであります。そこで、その府県の態容補正のうち、投資的経費につきましては、市町村の積み上げ方式によらないで、別なものをいうことを考えたのであります。別なことでやつていこうということです。ここに書いておるわけでありまして、非常にむずかしい言葉になつておりますが、三項のイのところに、「道府県の態容に係るものにあつては、投資的経費に係る行政水準の標準化に必要な行政の質及び量の差に基づき、投資的経費の割高となる度合について、経済構造、人口一人当りの所得その他総

理府令で定める指標により測定した総理府令で定める率を用いて算定した数値を当該率を用いないで算定した数値で除して算定する。非常にむずかしいのでありますが、結局こういうこととあります。従来は、今申しましたように、市町村の積み上げましたものの係数を府県の投資の経費に使ったわけでありましたが、それを今度は、経済構造とか、人口一人当りの所得その他の要素を使いまして、逆に投資の経費がたぐさにかかると、つまり財政の貧弱な団体と申しますが、経済構造の悪いところ、人口一人当りの所得の低い所の投資の経費を逆に多く見ていく、こういう係数を直していき、そういう府県の財政需要がふえるような係数に置き直していき、こういうふうにしたのであります。今いろいろの試算をして、その数値を固めておりますが、要するに財政の貧弱な団体、言葉は悪いかもしれませんが、未開発の地区を多く持つていくような所にたくさん交付税がいくような方式にしよう、こういうことであります。そういうところの団体には、未開発の団体に非常に公共事業が多いのであります。そういう所は起債が多く、従ってそういう所の起債を落して一般財源に振りかえていこう、こういう考え方をとっているものであります。

それから第十四条の改正は純収入の関係であります。これは、入場税の見積り額、入場税その他交付金、納付金等々の関係の地方税法の改正に伴いまして、基準財政収入額にそういう新しい新税の関係を入れた規定でございます。そのための改正でございます。この中で、これは税法の方で説明があつたと思いますが、二項に納付金の関係がございます。国有林野につきましては、従来納付金を出してあります。三十年度で申しますと、三億二千万円出ておりますが、その上に、さらに三十一年度は一億三千万、三億二千万円に二億三千万円付加されます。ふえて参ります。この計算の場合には、ふえたものだけを計算の方に、基準財政収入額の方に、今までのものはやはり計算の外に依然として置くということになっております。これが二項の規定でございます。それから三項は、収入の項目ごと、これは字句の改正があります。新しい交付金及び納付金の関係のものを入れたわけであり、交付金、納付金を税と同じような取り扱いにするというふうなことであります。

それから十六条は交付の時期であります。交付の時期についての改正であります。交付の時期については、これは主として精算の場合に出てくるのであります。基礎になりまして三税が伸びました場合に、今までの率で申しますと、非常にこまかい数字が出て参ります。あまりこまかい数字が出て参りますと、それを今度は全国に配分いたしますときに、さらにこまかい数字になつて参ります。そこで、計算機を回す手数を省くという意味で、ある一定のところから切り捨てていこう。五百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる、五百円以上千円未満の端数があるときは、その端数金額を千円とする、こういうふうに計算の方法を改めたわけでありまして、それから附則の方は、これは経過規定でありまして、税の関係の、交付金、納付金の関係の読みかえ規定であります。以上が地方交付税法の一部を改正する法律案。

次に、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案、これは、このたび本年度予算を作り出す場合に、地方財政の再建等のために、公共事業の補助率を一斉に上げていただいたのであります。それに伴う法律案でございます。公共事業と申しますと、第二条に、『公共事業』とは、国若しくは地方公共団体の負担又は国の補助により実施する公共的な建設事業及び施設の改良事業をいう。』定義を一応、公共事業とは何か。次の二項は、分担金の定義でございます。これは、自治法、道路その他の法令の規定によって定められているところの分担金、負担金、こういう意味であります。

第三条に特例の規定を置いております。ここにあげておきますものは、河川法とか砂防法、漁港法、港湾法、森林法、これだけあげておきますが、これだけのものが法律でもって補助率がきまつておるものであります。その法律でもって規定してあるものだけをここに出しておきます。これ以外に、政令でもって規定してあるもの、その他予算措置でもって規定してあるものがございしますが、そういうものは法律の問題ではございませんので、一応除いておきます。従って、ここにあげているものだけは補助率の改正があつたのではなくて、もっと広い範囲に行われたというふうに御承知をお願いいたします。ここにありますもの、大体二分の一のものは十分の六、三分の二のものは四分の三、こういうふうな一段階ずつ補助率が上つております。それから第四条は、分担金の徴収の規定であります。地方公共団体は、分担金等を徴収することができる場合に、政令で定めるところにより、その実施する公共事業により利益を受ける者から、その利益を受ける限度において、分担金等を徴収するよう努めなければならない。これは、地方公共団体が一般の人々から分担金を徴収することになっておきますところの公共事業がであります。そういうものにつきまして、従来基準がはつきりいたしませんし、まだ、その受益者の範囲等につきまして、いろいろはつきりしないものがございしますので、この際政令でもって受益者の範囲、つまり分担金を納付するところの人々の範囲と、それから分担金の基準というものをここで政令で定めようという規定でございます。

それから第五条は、事業費の算定の特例、これは負担金のついておきますところの公共事業の場合に、負担金を落して補助率の基礎にするか、負担金を入れたものを基礎にするか、これがはつきりいたしておりませんし、それをばつたりここですることにいたしましたのであります。これは分担金を控除しないでもって事業費を出して、それを基礎にして補助率をきめる、こういうふうにしております。補助率を多くするようになつて直したわけでありまして、附則は、繰り越し事業その他についての経過規定であります。これを一応三十四年三月三十一日までいたして

方財政法の一部を次のように改正する。第十條第一号を次のように改めず。これは、義務教育の關係で、恩給の半額国庫負担という制度ができたので、恩給という文句を入れただけであります。「給与及び恩給」恩給の半額国庫負担制度に伴うところの改正であります。その次の二十七條の見出しのうち「事業」を「建設事業」に改め、同條第一項の「事業」を「土木その他の建設事業」、「当該事業」を「当該建設事業」に改める。この規定の改正は、従来事業というのが非常に広い範圍に考へられておりましたのを、これを建設事業にはっきり改めたのでございませう。この「事業」となりましたと、消費的な経費まで入ってくるからいざいざい、その際「建設事業」、「土木その他の建設事業」というふうには、はっきりしたものでございませう。これは、都道府県の行う事業に対する市町村の負担の規定であります。市町村が負担するのは、建設事業の負担金である。こういうふうにはっきりしたのであります。それ以外の消費的経費は、これは今度は寄付の制限がございませうので、寄付の制限の方にかかると、こういうことになるわけでありませう。それから三十三條の改正がありませうが、三十三條の規定は、この地方債の特例の規定であります。この規定は、財政法の五條の改正です。これは、五條もやはり地方債の規定であります。地方債の制限の規定が五條にございませうが、この改正のときに、これを改正すべき点があったのであります。ただ自治体警察の規定がありませうので、その關係でもって残しておいたので

ります。自治体警察が、御存じのように府県警察になつて参りましたので、第五條の規定とちよつと矛盾する格好になりますので、第五條の規定がありませう以上は、この規定が不要になつたので、削除したのでございませう。第三十三條という規定は、「地方公共団体は、当分の間、左に掲げる経費については、第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ。これに「義務教育年限の延長に伴う施設の建設費」、「自治体警察の創設及び整備に伴う施設の建設費」、「消防の強化に伴う施設の建設費」、「義務教育と自治体警察と消防の規定だけがあつたのであります。ところが、みんな第五條の方にはつきりと警察も消防も、それから義務教育の方も起債ができることになつておりますので、第五條で全部読めることになりましたので、これを落した、削除したのでございませう。

それから第二條の規定は、地方財政再建促進特別措置法の一部改正であります。これは、附則第三項の次に次の一項を加えるのであります。それは、「財政再建団体がその財政再建計画について第三條第一項の規定による自治庁長官の承認を受ける日前に第二十四條第一項の規定により起している地方債がある場合においては、当該地方債は、当該承認を受けた日より起した財政再建債とみなす。この場合において、当該財政再建債とみなされる地方債に係る第十五條の規定による利子補給は、当該承認を受けた日以後の分については行ふものとする。これは退職債に關連いたしまして、この退職債の利子補給の規定の適用が放つておきますと非常におくれることになりませうので、ある程度さかのぼつて利子補給の規定の適用がありませうようなふうにしたしたいと考へまして、この改正をいたしましたのでございませう。

財政法等の規定の改正は以上であります。簡単にございませうが、これで終了します。

○委員長(松岡平市君) これより三案について質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言願ひます。

○委員長(松岡平市君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) それじゃ速記を起して。

○小林武治君 きょうは大臣おりませうが、政務次官、一つ大臣みないな答弁をしていただきたい。

今度の交付税の引き上げ、まあこれはやむを得ないと思つたのであります。が、一体この地方財政は、今年は前年度に比べて五百億近くふえておる。今後これがもつと増していくのか、大体この程度でとめてもらうのか、これは交付税にも關係するし、増税にも關係する。財政規模についての一応の見通しと申しますか、考へ方はどうです。

これは大臣としての答弁を一つ。

○政府委員(早川崇君) 大臣もたびたび申されておりますように、交付税は、傾向としてはこれ以上ふやす意思はございませう。そうではなくて、むしろ国と地方の税源調整、財源調整を通じまして、自主財源をできるだけふやしていく、先日申し上げましたように、いたづらに中央の自治体統制を強めるような方向における国の交付税方式の順守ということとは、かえつて自治

体の自主性というものを害する弊害もありませうので、できませうれば、自主財源の方を充実していくという方向に考へたいと思つております。従つて、交付税を今後ふやしていくという考へは持つておらないのであります。

○小林武治君 私も同感であります。交付税等は、今後みだりに増額すべきでない、こういうふうな考へ方を持っているのではありませんが、さればというて、一体この地方の税の負担の限度、こういうものについてどういうふうに考へておるか。私もが今年もこの税の關係を見れば、新税その他を入れたまして、百数十億近くが増加されておる。これは主として、国との財源調整でなくて、新しい地方の負担がおもになつてくる、こういうふうな考へておられますが、一体このように、地方だけで負担していく意味の増税がなお可能であると考へておるか、その点はどうですか。

○政府委員(早川崇君) 私は、これもまた一般論であります。限度があると思ひます。今後は財源充実は、たとえば三公社にいたしましても、平年度化したしますと現在の二倍になります。今後事業税その他の自然増収、また本年末に実施されます国と地方の財源調整というような面を通じまして、地方税の増税という形式を極力避けて、そういう今申しましたような線で財源を充実していきたい、かように考へております。

○小林武治君 今年の公社の税負担、こういうようなものは、これは平年度に直すと約百億以上になる、こういうふうには思ひますが、これらも關係者は、地方財政の窮乏を救うためにやむ

を得ないと、できたら時限法にしてもいい、こういうふうな希望まで持つておるのであります。これをまだこの上増徴するということとは、私は適當ではないというふうに思ひますが、その点はどうですか。

○政府委員(早川崇君) これは、来年度の地方財政の状況に關連する問題であります。が、われわれといたしましては、これを平年度化したしまして、四分の一が二分の一になる、一応そういう点の了解はあるわけにございませう。しかしながら、三公社にいたらずに負担が増すということは、むしろ三公社側としては歡迎するはずがございませう。明年度の事業税その他、あるいは国と地方の財源調整全般をながめまして、どうしても地方財政健全化のためにやむを得ない場合には、やはり既定方針通りいくより仕方がない。これは、もう少し来年度の状況の見通しがついたときに再検討をしたいと考へております。

○小林武治君 まあ今の地方税の負担の限度まである程度おる。また公社は来年度最大の負担になる。こういうことであつて、交付税も増したくない、また増すべきでない、こういうことになれば、もう財源、国と地方とのやりとりの調整以外にない。こういうふうにも思ひますが、それにしても、本年度の地方の財政計画が一兆四百五十六億、こういうふうな数字を今も並べておるのであります。これは国に比べても膨張率が高いと思ひます。が、この財政規模そのものが私は根幹をなすものだと思うのであります。が、財政規模も、今後は大体この程度にとどめておく。そうしてあ

とは、負担の均衡あるいは経費の節減等によつて、規模の拡大をすればやむを得ず歳入をふやさんならぬから、規模の問題を大体この程度でいくのだ、こういう考え方はお持ちになりませんか。

○政府委員(早川崇君) 規模の問題で一つ心配になるのは、例の公債費の増加という問題でございまして、この問題を除外して考えますと、大体現在規模、しかもその自然的な支出の増は、自然増というように面で補つていくという仕方が望ましいと思う。ただここで、明らかに今後ふえて参る予定のものは公債費、この問題は、残念ながら本年度においては根本的な解決を見られませんでした、この問題に対する大蔵当局並びに一般国民の理解はかなり深まつて参りました。公債政策全般の検討の際はこの問題をもあわせて考えるというのを除外するならば、大体今年度の繰、むしろ自然増収というようなのはそれだけふえるわけでございますが、そういう規模で進めるのが健全な筈じゃないか、かように考へております。

る量を減らして参り、さらに低利の借りかえその他の方式をとつて参りますれば、その山はだいぶぐずれて参ります。そういう不確定な要素がございまして、はつきりわかりませんが、大體まあこの数年は百億くらいずつ伸びていくというふうに私も考へております。

のが大体まあ七百九十億前後ふえていくという考え方に立てば、そういうことになるのであります。

方財源をつくるべきものでも公債でまかなわしめておるといふ、こういう財政の基本方針、これを改めてもらわなければこの問題は解決いたしません。たとえば地方の方は学校を建てるのに公債、国家の方は官庁の建物を建てるのに、これは三十年、四十年にわたつて払うものでも、これは税金でやるという、こういうやり方では片づかないのであります、この問題につきましまして、どうしても大蔵当局が地方財政と国家財政というものを平等なウエイトで、私は、これは精円の二つの中心という考え方、会社の下請会社のような目で地方財政を見ないで、ちやうど東京と大阪という二つの精円の中心という考え方で地方財政を考へてもらいたい、また考へるべきだ、こういうことではなければ、根本的には問題は解決をいたしません。この点は、むしろ大蔵当局から御見解を聞いていただきたいのであります。

に大蔵当局は努力をしてもらいたい。また大蔵当局はするといふことでございします、すでに地方債は、御承知のように、公債におきまして、所によつては七分と、だんだん下つてきております。これが六分、五分というように、下り得る可能性は十分あるのであります、そういう面で、公債費の非常に大きい部分を占めする利子という面につきましては、今後かなりの軽減が期待されるのではなからうか、かように考へておるわけであり

○政府委員(後藤博君) 一般会計分が今年度は五百七十五億であります。昨年は七百六十億であります。そのほか再建債等の関係もございしますので、財政計画上の財源として考へておりますのは七百十五億であります。昨年は七百九十億であります。七十五億だけ昨年から減つております。

○政府委員(早川崇君) この問題は非常にむづかしい問題でございまして、公債費の、公債問題の処理には、だれが考へても三つ四つに尽きると思ひます。

第一は、かつて地方債の外債を国で全部肩がわりをしたというように、国家で肩がわりするという方法、第二には、全般的に利子を補給するなり、あるいは利子を減らすなりする、こういうこと。さらにまた、国の方で公債を許可するのであれば、むしろ財源を地方につけるといふような問題、また短期債を長期債に借りかえるという問題、大体だれが考へても、考へられる道は非常に限られておるわけであり

第二点の利子を補給するという問題でございしますが、これもいろいろ議論がございしましたが、結局われわれは、大蔵当局に開かなかつたのでございしますが、しかし、公債利子を全般的に引き下げる方向には、大蔵当局は全力をあげよう、かつての地方債は三五厘であります。アメリカあたりは、二分という低い地方債の利子でございしますから、そういう面で、大蔵当局は全面的な努力をいたしたい、ヨーロッパなんか非常に下つておりますが、これをしつて、金融機関がそれによつて金利が下り過ぎて困るのじやないか、そういう一切の配慮をやめて、一にも二にも金利を下げるという方向

最後は長期債との借りかえという問題は、このたびの予算におきまして、本年度においては実施することができました。そういたしまして、低利長期に借りかえするとともに、先ほど財政部長が申されましたように、地方として、一般財源を何でもかんでも起債でまかなつていくという方向を改めまして、先ほど申し上げましたように、再建債を除きますと、百数十億に及ぶ一般債をぶつた切つたわれわれといひました、地方自体からも公債問題に対して積極的な解決をはかりたいという意思の表われがそこに出ておるわけでございます。こういった繰で公債問題を考へておるもので、どうか一つ、委員各位におかれましては御協力を願ひまして、これは非常に大きな問題でございします。一自治庁の問題では解決いたさぬ問題でございします。その点は御協力をお願いしたい、かように思つておる次第でございします。

○政府委員(後藤博君) 今までの利子の引き下げがどの程度行われるか、借りかえがどういふ格好になるかという問題がからんで参りますから、はつきりいたしません、大体しぼらくは百億くらいずつ毎年伸びて参ります。昭和四十五年くらいまで、ずっと毎年相当額の増加が出て参ります、今のままでは、今くらいの起債をつけて参りますれば……、ところが新規に起債をつ

○政府委員(後藤博君) 公債費は六百三十億でございます。公債費と公債とじきにクロスする、こういうことになりませんか。

○政府委員(早川崇君) 公債費は六百三十億でございます。公債費と公債とじきにクロスする、こういうことになりませんか。

○政府委員(後藤博君) 公債費は六百三十億でございます。公債費と公債とじきにクロスする、こういうことになりませんか。

○政府委員(早川崇君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(後藤博君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(早川崇君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(後藤博君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(早川崇君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(後藤博君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(早川崇君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(後藤博君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(早川崇君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(後藤博君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(早川崇君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(後藤博君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(早川崇君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(後藤博君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(早川崇君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(後藤博君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(早川崇君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(後藤博君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(早川崇君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(後藤博君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

○政府委員(早川崇君) 三十一年度の公債、要するに一般会計負担の公債現在額はどのくらいになりますか。

度末で申しますと、一般会計分は四千八百億円くらいになりやしないかと思っております。

○委員長(松岡平市君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記をつけ

て。

暫時休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時五十三分開会

○委員長(松岡平市君) 午前に引き続いて会議を開きます。委員の異動がありましたから、御報告申し上げます。

まず、石村幸作君が辞任せられ、新たに齋藤昇君が選任されました。同じく委員野田俊作君が辞任せられて、新たに佐藤尙武君が委員に選任されました。

○委員長(松岡平市君) 議案の撤回に關する件についてお諮りいたします。公職選挙法の一部を改正する法律案(第二十二回国会参第五号)本院小林武治君ほか五名発議案につきまして、さる三月二十七日に、発議者より撤回要求書が提出された旨議長より通知がございました。

本院規則第二十八条によりますと、委員会の議題となつた発議案の撤回につきましては、当該委員会の許可を必要といたします。本件につきましては、三月二十七日の当委員会におきまして、懇談中に私から委員各位に一応御報告をいたしまして、その際本件の取り扱いにつきましては、各会派におかれて御検討の上意見をおまとめ願つて、しかるのち、当委員会で適当に取り計らうことにしたいということを申

しておきました。だいたい日教もたちましたので、この機会に各会派の御意見をそれぞれ御開陳願ひまして、その上で御協議の上、適当に処理したいと考えております。速記をとめて。

午後一時五十六分速記中止

午後二時三十分速記開始

○委員長(松岡平市君) 速記を起して下さい。

ただいままで種々御懇談申し上げまして、懇談中、本案の撤回については、各会派とも最後には御異議がないということのようでございますから、ここで御異議ないものと認めて、さよう決定いたしましたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないようでございますから、それでは本法律案は、委員会といたしましては撤回に同意することに決定いたしました。それでは、本日はこれで散会いたします。

午後二時三十八分散会

昭和三十一年四月二十七日印刷

昭和三十一年四月二十八日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局